

訪問看護ステーション 重要事項説明書 (医療)

令和6年6月1日

1. 事業所の概要

(事業所名) 公益社団法人高知県看護協会
こうち看護協会訪問看護ステーション
(所在地) 高知市朝倉己825番地5
(提供可能サービス
及び事業所番号) 訪問看護
0190175
(開設年月日) 平成9年4月1日
(管理者及び連絡先) 山本 明子 電話:088-844-8777
(サービス提供地域) 通常、高知市・土佐市・南国市・いの町の区分とする
※ 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください

2. 事業の目的

こうち看護協会訪問看護ステーション (以下「ステーション」) の看護師は、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が治療の必要の程度につき指定訪問看護 (以下「訪問看護」という。) の必要性を認めた方に対し適正な訪問看護を提供します。

3. 運営の方針

主治医の指示に基づいて、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、本人及び家族の意向を尊重し、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。また地域との結びつきを重視し他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に務めます。

4. 事業所の職員体制

管理者	看護師	1名
看護師		6名
事務職員		1名

5. 営業日及び休業日

営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休業日 土日曜・祝日 12月29日～1月3日

6. サービスの方法

医師の指示に基づき、訪問看護ステーション担当看護師が訪問看護計画書を作成し、それに基づいてサービスを提供する。

7. 訪問看護サービスの内容

1) 訪問看護として提供する基本内容

- ・ 身体状況や病状の観察と療養指導
- ・ 栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・ 機能訓練などのリハビリテーション

- ・ 認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・ 小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ・ ターミナルケア
- ・ 介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- ・ 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・ 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

2) 訪問看護の記録

それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、契約終了後2年間保管します。また、利用者からの求めに応じて保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

3) 訪問看護計画書の作成や変更

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の指示書に沿い、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載し訪問看護計画を作成し、これに基づき訪問看護を計画的に提供します。また、作成した場合は利用者およびその家族に説明します。

利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更の対応を行います。

4) 訪問看護の提供時間

1回の訪問時間は、30～90分となります。長時間訪問加算の対象とならない方が2時間を超えた場合は、当ステーションが定める料金表に基づき、オプション料金をいただきます。

8. サービス利用料及び利用者負担等について

利用料金及び自己負担料は別紙料金表に記載しておりますのでご参照ください。利用料金の変更がある場合にもその都度説明をさせていただきます。

9. 支払い方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月26日に銀行引き落としをさせていただきます。（集金をご希望の場合はお知らせください。）

10. 利用者負担金の滞納

利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合には、1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告させていただきます。

11. ご利用にあたってのお願い

保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

12. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当ステーションの窓口

- ・ 電話番号 088-844-8777
- ・ F A X 番号 088-855-6717

- ・相談対応 こうち看護協会訪問看護ステーション
- ・対応時間 8:30～17:15

13. 事故発生時の対応

- (1) 当訪問看護ステーションのサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援センターに報告するとともに適切な処置を講じます。
- (2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。
- (3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

14. 緊急時等の対応

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

15. 秘密の保持と個人情報の保護

職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

また、ステーション個人情報保護に関する方針に基づき、利用者、利用者の家族等の個人情報を厳正に取り扱います。

16. ハラスメントの防止・対応

ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じています。

ステーションは、職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができます。

17. 災害時等の対応

感染症や災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を立てていますが、感染症や災害の規模によっては、訪問看護が提供できない場合もあります。利用者及び利用者ご家族におかれましても、常日頃から災害時の備えについてご検討ください。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業所所在地) 高知市朝倉己825番地5
(事業所名) 公益社団法人高知県看護協会
こうち看護協会訪問看護ステーション
(代表者) 藤原房子 印
(説明者) (自署)

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所
氏名 印
(代理人) 住所
氏名 印